

様式第2号(2)(第3条関係)

雇用保険被保険者休業票-2(賃金支払状況)

①被保険者番号		③フリガナ		④休業元号		年	月	日
②事業所番号		休業者氏名		休業年月日				
⑤名称 事業所所在地 電話番号		⑧ 〒 休業者の住所又は居所		電話番号( ) -				
⑦(休業理由).....具体的な事情を記載すること。		⑧ 休業期間		年	月	日から		
事業主 住所 氏名		※ 昭和 年 月 日付けで交付した休業票 (交付番号 番)に係る賃金支払状況である。		公共職業安定所長 印				
休業の前日以前1年間の賃金支払状況等								
⑨ 被保険者期間算定対象期間			⑩の期間 における 賃金支払 基礎日数	⑪ 賃金支払対象期間	⑫ ⑪の 基礎 日数	⑬ 賃 金 額		⑭ 備 考
① 一般被保険者等	② 短期 雇用特例 被保険者	③ ⑨の期間 最後の 就業月				④ A	⑤ B	
休業の日	休業の日の前日	月 日	日	月 日～休業の日の前日	日			
月 日	月 日	月	日	月 日～月 日	日			
月 日	月 日	月	日	月 日～月 日	日			
月 日	月 日	月	日	月 日～月 日	日			
月 日	月 日	月	日	月 日～月 日	日			
月 日	月 日	月	日	月 日～月 日	日			
月 日	月 日	月	日	月 日～月 日	日			
月 日	月 日	月	日	月 日～月 日	日			
月 日	月 日	月	日	月 日～月 日	日			
月 日	月 日	月	日	月 日～月 日	日			
月 日	月 日	月	日	月 日～月 日	日			
⑮ 賃金に関する特記事項								
※ 公共職業安定所記載欄								

注意

- 基本手当は、受給資格者が労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができないうきに支給するものであること。
- 休業者が基本手当の支給を受けようとするときは、住所若しくは居所を管轄する公共職業安定所又は、休廃止事業所の所在地を管轄する公共職業安定所のいずれかに出頭し、この休業票-2及び休業票-1(別紙)を提出すること。
- 休業者が死亡したため、2によりこの休業票-2及び休業票-1(別紙)を公共職業安定所に提出できなかった場合において、遺族が基本手当の支給を受けようとするときは、休業者が死亡した際の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は休廃止事業所の所在地を管轄する公共職業安定所のいずれかに出頭し、この休業票-2及び休業票-1(別紙)を提出すること。
- 基本手当の支給を受けないうきでも、後日必要な場合があるから、少なくとも4年間は大切に保管すること。
- この休業票-2を滅失し、又は損傷したときは、交付を受けた公共職業安定所に申し出ること。